

報告書(案)の主な変更点と検討委員から寄せられた意見

0 条例全体の構成

(主な変更点など)

「情報共有の原則」、「参加・協働の原則」を受けた自治拡充推進のための制度等というかたちで全体構成を変更し直すとともに、委員からの指摘を踏まえながら、全体の流れやわかりやすさという視点から整理を行った。

- ・ 前文の差し替え
- ・ 条例の位置づけの規定順序を繰り上げ
- ・ 目的の削除
- ・ とともに担う公共創造の原則と協働の原則の一本化、公共創造の原則の制度としての位置づけ
- ・ 参加、協働をひとつの原則として整理
- ・ 苦情、不服、侵害に対する措置の行政への入れ込み
- ・ 制度、仕組みを情報共有、参加・協働による自治の営みとして整理
- ・ 総合計画への参加、審議会等への参加の項目の追加

【13回検討委員会を踏まえた意見等】

委員意見

条例の全体構成は、1つの案ですが次のようになるかと思います。

1 前文

2 総則

- * 目的
- * 定義
- * 自治体 = 市の存立意義(そもそも市は のためにある)
- * 参加の原則(地域自治への参加、市政への参加)
- * 協働の原則(市民と市民の協働、市民と市の協働)

3 自治体を構成するものの役割・責任

- * 市民の権利義務(信託する市民と信託された市との関係)
- * 議会
- * 市長その他の執行機関
- * 区

4 市民の自治と協働

- * 市民がともに担う公共の創造(新たな担い手としての市民による公共の創造と協働)
- * コミュニティ(市民による地域自治のしくみとしてコミュニティを形成し、これに参加できる)
- * 行政との関係(コミュニティと市との関係、新たな公共の担い手と市との関係~必要に応じて支援)

委員意見

- ・ 配布資料にもあった図で示されたような報告書案の全体像はどこかに記載されているのでしょうか？
報告書自身がどのような構成なのかはじめにわかると読みやすいと思いました。
例えば、それぞれの章立てと、簡単にどのような意図でその章が書かれているのかなどがあるといいと思うのですがどうでしょうか。
- ・ 条例の制度仕組の部分は、自治が上手く行われるように設けられた仕組なわけですが、報告書の のはじめに、そのことが書かれていると読みやすいと思いました。
その構成は、

1	情報共有	市民が自治に必要な情報を手に入れる仕組
2	パブリックコメント制度	市民が意見を言える制度
3	住民投票制度	意思決定に関わることができる制度
4	苦情、不服・・・措置	権利など侵害されたり、不利益を被った場合に異議申し立てできる制度
5	評価	自治の評価

ということだと思いました。

以上のような5つの柱で自治を支える仕組が考えられたということがわかるような報告書にできたらいいと思いました。

その場合、情報共有という言葉が少し不適當な気もしてきました。(イメージする範囲が広すぎる)

【14回検討委員会素案を踏まえた意見等】

委員意見

- ・「資料2」体系に1-3目的とありますが、素案にはなし。
- ・一度体系を見るために、四角の枠の部分を探り出し、解説文を除いて、列挙してみても如何。重複部分はないか(参加、協働の文字が多い)を見るためもある。

総則的部分

(主な変更点など)

定義

- ・ 事業者、ともに担う公共創造の原則削除
- ・ 市民を人として定義

自治の基本的考え方、理念

- ・ 団体自治、住民自治、市民自治を含む市民社会の自治を基本理念として整理

自治の基本原則

- ・ 各原則をシンプルに整理(四つの原則を二つに)

2 前文について

検討委員会意見

- ・ “持続可能な地域づくり”という言葉があった方がよい。
- ・ “協働”という言葉が多すぎる。
- ・ 整理が必要と考えられる表現

“国”の基幹産業、“地球市民”、“多様な”の使い方、“町”と“まち”(の統一)、市民社会を構成するのは「市民、市長、市議会議員」だけでよい? …… など

【13回検討委員会を踏まえた意見等】

委員意見

私は個人的に「みんなで力を合わせて」という言葉が引っかかってしまいます。言いたいことはわかるのですが、なんだかそれが条例文に載るかと思うと、どうも全体主義的な感じがしてしまうのですが、どうなのでしょう。

でも、語感には各人で差があると思いますし、気になる言葉をすべて連ねていったら大変なことになると思うので、そんなに他の方々が違和感なければよいのですが。

私の感覚では、「力を合わせよう」と呼びかけられて合わせるのではなく、自立した個人が自治を実現しようと動く過程で結果として力を合わせるという行為が出てくるように思っているので、先に「合わせてがんばろう」とか呼びかけられると、しらけてしまう気がするのです。

【作成委員会における意見等】

委員意見

本条例制定の背景、基本理念の明確化のために前文を置く事が通常言われており、中間報告でもその旨が記述されている。

これまでの検討を通じ前文の構成及びその内容としては、

制定の背景として高齡化、産業構造の変革、地方分権化などの急激な社会変化が挙げられ、地形や暮らしの人々に多様な地域特性がある中で様々な暮らしを展開していることが挙げられ、そこに発生する様々な課題解決の必要性が指摘された。

かかる背景の中で、前文に記述したい当市が目指す社会としてほぼ共有されたフレーズは、基本理念としての「私たちの街のことは私たちが決める」という市民自治最優先の理念であり、ほぼ共有したキーワードは、理念実現のための情報共有、市民参加と協働という当市自治の基本原則であった。

上記 以外で目指す社会像として挙げられたキーワードは様々であったが、例えば 誇りを持てる社会・ 個人の人権尊重・ 活力に満ち・ ゆとりと豊かさ・ 自らが支え支えられている自覚・ 個人の自律を尊重するが故に他人の自律、社会公共的な価値を尊重・ 子供、若人は夢、希望を・ 高齡者は生きがい・ 安全で温かみ・ 暮らし良い・ 世界平和の希求・ 良好な環境で健康で文化的・ 自らを愛し家族を愛し郷土を愛する心が公共心を育み・ などであった。

上記の目指す社会像を実現する事を本条例の目的として、市民が信託する行政・市議会の役割と責務を定めた上で本条例が制定される、として前文とする。

委員意見

私たちのまち川崎市は、東京都と横浜市に隣接し、東京湾に注ぐ多摩川に沿って多摩丘陵から臨海地区に及ぶ広さの中に政令指定都市として存在しています。

私たちの生活環境は、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきており、解決すべき様々な課題に直面しています。

私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにするためには、市民が互いに力を合わせてこれらの課題解決に取り組んでいかなければなりません。

これからの「まちづくり」にあたっては、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が最も重要です。

「私たちが住むまちのことは私たちが主体で決め、私たちができることは私たちで行う。」という市民自治の原点を踏まえ、誰もが川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

【14回検討委員会素案を踏まえた意見等】

委員意見

前文については、各委員から多数の（案）が寄せられ、一本化するため浪瀬、竹井委員に依頼し原案作成を試みましたが、作成委員会の合意には至っていません。

各委員の前文に対する思い入れは重く、その重要性を認識されている結果と思います。前文は条例全体を現すもので、作成者の真価を問われるものと考えます。

今回の討論会に急いで成文化する必要はないと思いますが、成文化のためのルールを作り進捗することについて以下提案します。

提案

1. 文章構成については起承転結の原則を参考に、その構成について委員の合意を得る。（各委員提出案は当然のこととして個性的な文脈であり、これを集約して成文化することは至難の技です。）

（私案）

- 1 この条例はだれが、何のために作ったのか。（制定の理念と目的）
 - 2 この条例によって、何をどの様に変えるのか。市民・議会・行政はどうあるべきか。（現状の課題と解決手段）
 - 3 この条例によって、この様になる。
 - 4 この条例を市民は見守り、評価、継続する責務を示す。（将来性）
2. 合意を得た構成によって文章化する作業を各委員が担い校正して合意を得る。
3. この際、文脈に注意し、あたかも同一人による文章であるかのようにする。寄せ集めの文章はインパクトがなく読む人に感動を与えない。
4. 作成にあたっては同意に拘らず合意による努力を共有する。

委員意見

最初の3、4行の印象が大切と思います。

(1) 1行目 臨海部・・・部を「地域」「地帯」としては如何。

(2) 2～3行目 「変化が激しい社会情勢の中、様々な課題があらわれますが、これらを解釈し、持続可能な社会を実現するには、・・・」としては如何。

(3) 9行目 「地球市民」の文字が唐突です。この文字に一般の理解があるのか、削除可能とも思われます。

(3 目的) ...削除

検討委員会意見

- ・ 克明に書く必要があるか。
- ・ “市民” = 主権者・自治の主体（異なった修飾がされているが、両者は同じ意味か？）

3 条例の位置づけ

検討委員会意見

- ・ 規定の場所はここでよいのか（もっと前か）
- ・ 前文と同じ内容が規定されている。 整理が必要

4 定義

検討委員会意見

- ・ “絶え間なく進化する” という表現は、情緒的すぎないか？

5 基本理念

検討委員会意見

- ・ 住民自治の規定：「市と市民は」が主語でよいか？

【13回検討委員会を踏まえた意見等】

寺部委員意見

この条例については、一般的には市民が「自治体」を通じて自分たちのまちをつくっていくという考え方が多いようです。

しかし、「自治」とは、「自ら考え行動する自立した市民（そうでない人もいますがここでは理念型として考えてください）が、生活に身近な課題を自分たちで解決していくこと及びそのしくみ」ととらえると、市という自治体への信託によるものと、さらに市民自らが団体や組織などをつくって、生活に身近な課題を自分たちで解決していくということもあります。

実際すでに、高齢者や障害者への生活サポートや子育て支援など、これまでの考え方ですと市＝行政が市民の信託を得て公共サービスとして行ってきたものについても、NPO はじめいろいろな市民の団体等が取り組んでいる事例が見られます。そして、それらに対して行政は必要な支援を行えばよいこととなります。

すなわち、市民も公共を担う時代となっており、これは市民による自治の営みのひとつと考えてよいと思われまます。（自治とはもともとそういうもの）

「自治」を自治体による自治のみととらえると、今述べたこと、また検討委員会で議論してきた「ともに担う公共の創造」とか、「協働」とか、「コミュニティ」などについては、自治基本条例の中における位置づけが不明確になります。

（なお、自治基本条例を自治体を通じての市民の自治という考え方でもつくることもひとつの考え方ですので、これは議論して決めればよいでしょう。）

【作成委員会における意見等】

委員意見

自治の基本原則は「自治の考え方」と言った方が分かり易い。更に内容を検討の上枠入りか解説かを決めたい。後段のコミュニティ・協働に関連する。

「市民間自治」は本条例での規定対象とはしない事に決着したことにより結局は通常言われる地方自治の本旨の中の「住民自治」と本質的に変わりはないように小生には思われました。それでも敢えて「市民自治」と「住民自治」を区別するのであればその意味を市民及び自治関係者に明確に説明する必要があるでしょう。(解説部分でか)

ところで、第11回作成委員会資料3のP2(市民自治)の内容を文献などを参考に下記修正案を提出しますので検討願います。”市民は、まちの主権者として自己決定、自己責任、受益に対する応分の負担を基本原則として、まちづくりを考え行動するという市民自治を行います。”

委員意見

市民は、よりよき地域社会の実現(まちづくり)を目指し、互いに力をあわせ自らが主体となって課題解決のために考え、行動します。(市民自治)

市民自治を推進するにあたっては、市と市民が市政に関する情報を共有することと市民が市政に参加して市民主体の協働を行うことが最も重要です。

市は、地方主権の立場を堅持しつつ、市の権能を超える事項については国および県と協力関係のもと、市民自治の実現を図っていきます。

委員意見

自治に関して、昨日の作成委員会の中で私たちの考えを整理してくださった、辻山先生の言葉をメモにそってまとめてみると、

- ・市民社会の自治が「市民自治」
- ・そして市民は市民自治の権力として「市」をつくった。
- ・市民自治のためには「市」の自立が必要です。
- ・「市」の内部を経営していくのは「市民参画」
- ・日本国民は、憲法で「自治体をつくっていいよ」と保障されている
- ・市民は「まちの主権者として市をつくったんだよ」
- ・川崎市は市民が作っているんですよ
- ・市は国から自立しているんだよ。

今回の条例は

- ・市民社会がつくった条例
- ・信託した団体と市民の関係を市民自治のためにルール化した条例

そして、市民間のルールに口は出さない。

と、こんなお話だったかと思います。

同じ内容がくり返されているのは、私たちがわかりやすいためにと、先生が大切だと強調なさった部分です。

末吉さんの説

市民は、よりよき地域社会の実現(まちづくり)を目指し、互いに力をあわせ自らが主体となって課題解決のために、考えて行動します。(市民自治)

市民自治を推進するにあたっては、市と市民が市政に関する情報を共有することと市民が市政に参加して市民主体の協働を行うことがもっとも重要です

市民は、地方主権の立場を堅持しつつ、市の機能をこえる事項については、国および県と協力関係のもと、市民自治の実現を図っていきます。

一方、頂いた資料からも「市民自治」に必要な事項を読むことができます。

住民自治

地方における政治行政を、中央政府の官僚によってではなく、その地方の住民またはその代表の意志に基づいて行うことをいう。(辻山先生は、「その地方の住民の意志に基づいて代表を通して行うことをいう。」と言い直しておられましたね。)

住民自治は、自治が政治行政において現れる場合の自治であり、そこにおいては、当然、治者と被治者の自同性が前提と去れるのであり、従って、住民自治の原理は、また、民主主義の原理であるということもできる。

団体自治

国の一定の地域を基礎とする独立の団体が設けられ、団体の事務を国の支配から離れて自主的に、団体自らの機関により、その責任において処理することをいう。

市民社会が信託した自治体は、行政と市民社会の関係をコントロールするツールとして位置付けることが重要なのではないか? (「帰ってきたウルトラマンは違っていた」って何でしょう?)

寺部さんの説

自治

自ら考え行動する自立した市民(そうでない人もいますが、理念型として考えてください)が、生活の身近な課題を自分たちで解決していくこと及びそのしくみ」としてとらえると、市と言う自治体への信託によるものと、さらに市民自らが団体や組織などをつくって、解決していくということもあります。

以上をふまえた上で書いてみたものが以下のものです。

長いのですが、言いたいことが伝わるようにとの思いから、なるべく丁寧に書いてみました。

市民自治

一人ひとりの生き方・暮らし方を大切にできるまちをつくるために、生活の身近な課題を自分たちで解決していくこと及びそのしくみを市民自治と位置付けます。

市民は、(他の地域や人々に配慮しつつ、)自治する権利をもっています。

市民は、市民自治のために市政の運営を信託し、市をつくります。

市は、市民自治が確立され創造されるために(市民自治を推進するために)市と市民が市政に関する情報を共有すること、及び主権者である市民が市政に参画する権利を保障します。

市は、地方主権の立場を堅持しつつ、市の機能をこえる事項については、国および県と協力関係のもと、市民自治の実現を図っていきます。また、市は、積極的に他の自治体と連携を図り、共通する課題の解決を図ります。

市民と市民の関係に関しては、コミュニティのところで市との関係を定めます。(市の関与はないこと、場合によってはの支援など)

しますと言う書き方より、できますと言う書き方に統一した方が、独善的にならないと考えました。

6 自治の基本原則

検討委員会意見

- ・参加：「参加をしないことにより不利益を受けない」 当然のことのため、あえて規定する必要があるかどうか。
- ・「公共の価値」という考えを盛り込むべきではないか。
「公共の価値」=みんなで共有すること（解説で説明することが必要）。
- ・「ともに担う公共」：一般市民には理解しにくい。
具体的な規定になっているため、“原則”として整理する必要がある。

【作成委員会における意見等】

委員意見

- ・「共に担う公共」が一般的には分かりにくい。「公共サービス」、「公益的サービス」などへの言い換えを検討したい。
- ・参加の原則 項、個の尊重を謳うと共に「公共の価値を尊重し市民相互の立場を認め」と書き入れる。
- ・「協働」は行政／市民か市民間を含むかの議論によりその場の設定が異なる。何れにせよ情報公開には説明責任を伴う事明記。
- ・「基本原則」には後段で更に記述される原則をここで一覧しておきたい。これまでの議論を踏まえ参加と協働の原則、情報共有の原則、総合行政の原則、政策・行政評価の原則は少なくとも書き出す。

自治の主体 それぞれの役割と責任

(主な変更点など)

市民の権利

- ・ サービスを享受する権利を明記

市民の責務

- ・ 負担を分担する義務を明記

事業者の社会的責任

- ・ 市民と事業者を明確に区分したため、事業者の責務規定を「事業者の社会的責任」として整理
- コミュニティ
- ・ 市民間の自治として位置づけ、責務を課さない内容として整理

計画的な行政運営

- ・ 参加の部分を経済計画等への参加として整理

区

- ・ 区の中身を一本化
- ・ 区の設置、予算確保など踏み込んだ内容に

1 市民

(1) 市民の権利

検討委員会意見

- ・ “包括的権利”…意味は？
多様な権利をまとめて表現している。
憲法でいう“基本的人権”のようなものか？
解説が必要
- ・ 包括的（基本的？）権利
 - ・ 参加する権利
 - ・ 知る権利
 - ・ 市民提案権条例を担保するために必要不可欠な権利として3つの権利を列挙
- ・ 権利の規定の仕方として次の2つがある。
 - 1) 総合（統合）型
 - 2) 権利のカタログ型

【作成委員会における意見等】

委員意見

- ・ 「市民の権利」は包括的権利の表現と個別権利の洗い出しが要検討。

(2) 市民の責務

検討委員会意見

- ・ 【解説】川崎市を“無防備地域”とする。
“無防備地域”の理解が難しい。
ジュネーブ条約の説明などが必要。
災害や犯罪に対しても無防備のように読める。
- ・ “国内外の”他の地域へ配慮しつつ…
“国内外”という表現は、地球市民的考え方から、国外へのアピールを強調するために使用。

【14回検討委員会素案を踏まえた意見等】

委員意見

- ・市民は恒久の平和と安全が保たれるように務めます。
- (案)市民は、恒久の平和を確保され担保されるように努力します。
- *理由～市民は安全が保たれるように務めるとは、どうゆうように務めるのですか？
むしろ、確保されることを担保するように務めることになりませんか？

委員意見

- ・「地球的規模で、かつ後世に」…表現がなじまない。
- ・「地球上に、かつ将来に」としては如何。

(4) コミュニティ

検討委員会意見

- ・コミュニティへの参加の有無 不利益の有無
(コミュニティへ参加せずとも不利益を被らないとした場合には、ただ乗り市民が増えることにならないか。「市政への参加」とは異なる。)
- ・“協働(コミュニティと行政)”が前提
- ・“協働”には2つの形態がある
 - 1)市民 行政
 - 2)市民 市民(市民間の自治) この“協働”は、条例に規定する必要がないのでは。

【作成委員会における意見等】

委員意見

(コミュニティとは)

私たち市民にとってコミュニティとは、市民一人ひとりが心豊かな暮らしの実現を目指した様々な生活形態をもとに形成する多様なつながり、組織および集団をいいます。
一般論としての市民ではなく、川崎市民を意味します。

(コミュニティと市民との関係)

私たち市民は、地域に根ざしてまちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てていくように努めます。

(市とコミュニティの関係)

市および区は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ不偏不平等な活動を必要に応じて支援することができます。

2 議会

検討委員会意見

- ・“奉仕者”…違和感がある(ボランティア的意味にも受け取れる)
 - 市民が主権者
 - 市民と自治をともに担うという視点も必要ではないか
- ・議会運営に係る基本条例を議会に制定することを求めることができないか。
- ・議員の宣誓規定について、どのような形式で誰に対して宣誓するのかイメージするのが難しい。
憲法と自治基本条例に手をのせて宣誓する？
- ・二代表制とその実態の乖離
 - 市長と議会のチェック機能が働かない。
- ・議員の政策立案の推奨を盛り込みたい。
- ・議員が区分権に対する認識を持ってもらえるようにしたい。

【作成委員会における意見等】

委員意見

- ・「議会の役割」行政監視は明記の為独立させる。市民の声は「開かれた議会」要望強い故もっと具体的に書けないか。
- ・議員の役割」市民意見の把握と政策・施策への反映を明記し、議員の立案を促す事も明記。

【14回検討委員会素案を踏まえた意見等】

委員意見

- ・議員、市長の宣誓 説明のため例文を作る必要はないのか。参考として自衛隊にも宣誓があります。自衛隊法施行規則第39条

3 市長・行政

(2) 行政運営

【13回検討委員会を踏まえた意見等】

委員意見

無駄を省き、効率的、機能的、総合的であること。

これも、言いたいことはわかります。たしかに、現状の市の組織運営は無駄が多い面があるとは思いますが、でも、それを一面的にとらえることはできなくて、効率ばかり追求していくことだけをうたうのは、違和感があります（最小の経費で最大の効果が得られるように、と下にありますが、そこも同じです）「効率を追求しても人権や環境が最終的に守られるかどうかという視点をチェックした上で」効率化を追求する、というような言葉が入ればよいのかもしれない。

何も但し書きの無い「効率化」に違和感を覚えるのであって、効率化そのものに反対なわけではありませんが。

【作成委員会における意見等】

委員意見

才項追加ないし新たな項目立てして、中間報告時の市民意見にもある要綱行政についての記述が必要と考える。

例えば「市民自治に関する要綱などの内部規定は市民に公表し出来る限り条例化に努めると共にその策定に市民参加を図る」など。

(6) 苦情、不服、侵害に対する措置

検討委員会意見

- ・“人権”の意味（盛り込む意義、人権の範囲）
市民関係は含まない？

【作成委員会における意見等】

委員意見

「苦情・・・」市民間の苦情・侵害の取扱いをどうするか要検討。 項は市は、〔オンブズマンなど〕前項の市民の・・・としたい。

4 区

検討委員会意見

- ・7区の特長、区に分権を前文に掲載してはどうか。
- ・書き込みが不足している。
区行政改革では行政区としてできることを記載。
- ・迫力を出す表現に（政令指定都市制度、区行政改革などの動向を踏まえて）
- ・“区役所”を設置します。” “区”を設置します。”...自治の単位としての“区”を前面に出して規定

すべき。

- ・区民会議と区長の関係（区民会議は区長に対して意見を述べ、区長はその意見を反映させる）
区長だけではなく市長も？（区長の権限でできないことは、市長が実行することが必要では）
- ・区長の責務
区域内における行政の「総合化」「総合的な調整」…条文をわかりやすく
“自律性”ではなく“自立性”では。

【作成委員会における意見等】

委員意見

「区役所」の項は余りにも現状追認的ゆえ委員意見等を織り込み区分権の方向性を明記し提案的でも良いか区長の権限拡充など先進性を含めたい。要検討。

【14回検討委員会素案を踏まえた意見等】

委員会意見

- ・ - 区をおきます。は、（案）設けます。に替えたほうがよいのではないですか？
*理由～ 項の区に区役所を置きます。との関係から
- ・ *区民会議、自治推進委員会の構成員については、夫々の規約を設けることになるのでその時でよいのですが、「目的を達成するために最適な人材を当てるように努めなくてはならない」というような条文を入れる必要があるのではないのでしょうか？
- *理由～ コミュニティーを重視する必要があるが、往々にして、くだらないような人材（例えば町会長等で唯名誉職とうことで指名することのないように）
これは、解説の中でうたうことがよいのか？

自治拡充推進のための制度等

(主な変更点など)

情報共有

- ・ 情報共有の中身を分割
- ・ 情報共有を項目だし

総合計画等への参加、審議会等への参加

- ・ 二つの項目を追加

評価

- ・ 委員会の設置を明記

協働のための施策整備等

- ・ ともに担う公共創造の原則を移し変え、内容を制度として表現

検討委員会意見

「市民自治拡充のための制度」という視点から記述することが必要！

1. 情報共有等
2. パブリックコメント
3. 住民投票
4. 苦情、不服、侵害に対する措置
5. 評価

「市民自治拡充のための制度」は、ここに挙げられている制度だけでよいか？
(市民の権利規定等を踏まえて再検討する必要あり)

1 情報共有による自治の営み

(1) 情報提供

【作成委員会における意見等】

委員意見

項に追加もしくは項目立てして(広報の充実)を書く。例えば「市政へ多数の市民参加・協働を推進するため市は広報の一層の改善・充実を図らなければならない。」「広報活動への積極的な市民参加・協働を推進する」など。

【14回検討委員会素案を踏まえた意見等】

委員意見

情報提供では、条例の様々な箇所では触れられている情報共有について共通的に必要なことを述べるところだと理解しました。

そのように考えると、、、

どんな情報が提供されるべきかは、【解説】で列挙していますが、それらの内容については個々の場所で述べられていることと重なっている部分もあります。

この記述自身は残してもいいと思いますが、ここで強調すべき重要な点ではないと思われました。

そこで、ここでは、どのような種類の情報でも実際に市民の手に届き、自治に利用されるため、何が必要か考え、そのことを市が制度的に支える必要があるとした方がいいのではないかと感じました。

どのような情報の種類であっても、情報をどのような状態におき(量や質)、どのような方法で提供し、その利用について必要なこと(スキルや負荷が少ないこと、利用者自身の態度)について、示しておくことは、条例の各所で必要だとされている情報共有に共通する原則として、示すことができる内容で、報告書に別項目で記述する意味もでて来ると思いました。

情報がきちんと市民の手に届くために必要なことを考えると

- 1 情報の量が十分であること
- 2 誰もが情報へアクセスできる道具・方法を用意すること
- 3 情報へアクセスできるスキルを（探したり、道具を使うスキルなど）持っていること
- 4 情報を利用するための負荷が少ないこと
- 5 市民が情報の価値を理解しその利用に積極的であること

以上の点があると思いました。

2 参加・協働による自治の営み

(2) 審議会等への参加

【作成委員会における意見等】

委員意見

- ・検討委員会で示された、市民参加の仕組みの一つたる審議会・委員会制度の検証と見直しが必要との意見をどう反映するのか検討未済。

【第14回検討委員会素案を踏まえた意見等】

委員意見

- ・市の「事務事業」の意味はなにか。単に「事業」では如何。

(4) 評価

検討委員会意見

- ・市民の参加する権利と整合をとる必要がある。
 - 「 - 1 - (1)市民の権利」では、評価に参加する権利を持つことが規定されている。
 - 条例全体を通して、参加権を整理して見る必要がある
 - 評価の具体的な方法はいろいろ考えられるが、評価主体は“市民”であるべき。
 - 自己評価だけでは“評価”といえない！

【13回検討委員会を踏まえた意見等】

委員意見

市の執行機関（市長、部局、各種委員会）は、市民参画により、実施した主要事業の政策評価・行政評価を実施し、その結果を市民にわかり易く公表し、次年度の政策、および業務の執行に反映する。

市民参画による評価を行なう。

制度の具体化は、個別条例（または規則・要綱）に委ねる。

【解説】

評価の公表を市民にわかり易くすることは、市民参画の意義を一般市民に周知することにより、市民の参画意識向上と自治体業務の執行の円滑化につながります。

評価の継続という観点から眺めると、施策の評価は行政運営の循環の中で最良の方法により、行なう必要があります。

市民参画により、評価を行なうことは、市民の自治能力向上と市民参画の意識向上につながります。

制度の具体化は、現行の制度を充分配慮して、最良の方法で行ないます。

【作成委員会における意見等】

委員意見

「評価」が自己評価のみで委員意見に多い「市民参加」、「第三者機関」を解説に入れるだけで良いか。

(5) 住民投票制度

検討委員会意見

- ・市長発意の妥当性

【作成委員会における意見等】

委員意見

- ・「住民投票」は市長の発意部分の検討が必要。

国や他の自治体との関係について

検討委員会意見

- ・当然のことのように思う 規定として必要か？
地方分権の推進という視点から見れば重要な規定である。

【作成委員会における意見等】

委員意見

「団体自治」の他の自治体に、「特に近隣自治体」を追記し、共通する「広域的課題」と書く。

(仮称)川崎市自治推進委員会

(主な変更点など)

- ・ 委員会の役割、所掌等を明記

検討委員会意見

- ・ 「市民参加」という言葉は必要か？
現時点では組織の構成が見えないが、市民参加は当然のことではないか。
- ・ 組織の役割として、「条例の進行管理」は必須であると思われる。

【作成委員会における意見等】

委員意見

自治推進委員会は取扱いの領域、他制度との関連を整理する。

市長はこの条例に沿った市民自治の円滑な推進に努めるため、常設の機関として市民主体による市民自治推進委員会を設置するものとし、別に条例で定める。

市民自治推進委員会は市民自治の実施状況を把握し、その制度・しくみが条例の理念に沿って実効性を持って機能し適切に運用されているかを検証・評価し、その改善点を審議し、その結果を市長に提言・勧告する権限を持ち、同時に市民に公表する責務を持つ。

市民自治推進委員会は市民、議会、市長夫々よりの申立ての他、自らの発意でこの条例の施行後4年を超えない期間ごとに改廃についての見直し検討をし、その結果を市長に提言・勧告する権限をもち、同時に市民に公表する責務を有する。

市長並びに市執行機関は当委員会の提言・勧告を尊重し必要な措置を講じなければならない。

市長は行政内に本条例の推進、調整を目的とする市長直轄の組織横断的常設市民自治推進機関を設置するものとし、別に告示規程で定める。

この機関は市民自治に関する市民の一元的相談窓口としての機能・役割も有するものとし各区役所内に支部を置くものとする。

【解説】

- ・ 折角の本条例が「絵に描いた餅」とならぬよう、本条例に沿って市民自治を推進させるため、又条例に規定された様々な理念、機構原則、運営原則が実効性を持って機能し適切に運用されているか、改善点は無いかなどを検証・評価するため、常設かつ市民主体（過半数）の「市民自治推進委員会」を設置する。
- ・ 地方自治分権が進行中である事を踏まえ本条例の見直し規定は必要との立場で、当委員会は本条例の見直し検討の役割をもつ。
- ・ 当委員会の基本的な役割、権限、責務は上記規定のとおりとし、詳細は別途条例で定める。
- ・ 以上参照例として、清瀬市まちづくり基本条例第9条、多摩市自治基本条例第6章がある。
- ・ 本条例の円滑な推進には上記委員会とは別に行政各執行機関を組織横断的に一元的に管轄し調整する市長直轄の行政内機関の新設が有効にて、詳細は告示規程にて定め市民に広報する。
- ・ この行政内部機関は市民の市民自治に関する一元的相談窓口としての機能・役割をもつ市民に関わられたもので、市民の利便性を配慮し各区に支部を置く。

【課題提起】

- ・ 見直し期間を置く事の是非、およびその期限について。
- ・ 見直しの発意規定はこれで良いか。

今後の推進のあり方など

【作成委員会における意見等】

委員意見

- ・ 検討委員会、中間報告会にて「市民自治拡充における教育の役割期待」との意見はどう反映するのか検討未済。

委員意見

- ・ 条例に対する今後の対応状況について

大項目	検討に上がった施策、制度・仕組み	記載箇所	行政の対応状況、今後の方針
参加の原則	市民の参加を保障する施策	困み	
ともに担う 公共創造の原則 (市民活動支援指針をベース)	協働のルール、協働事業等の条例を別に定める 税使途指定制度 コミュニティ・ファンドの創設 中間支援組織の機能拡充 政策入札	困み 解説 解説 解説 解説	
協働の原則	協働事業を推進する制度 協働事業を提案し、選定に参加する制度 市民協働の事業が優先される仕組み 協働事業推進条例に具体的な規定を盛り込む	困み 困み 困み 解説	
市民の権利	事業提案、事業選定、評価などに参加する 市政の各段階に参画する 知る権利の担保、情報共有の仕組み 市民提案権の保障、行政・議会への提案制度	解説 解説 解説 解説	
コミュニティ	コミュニティ活動への支援 支援する時の目的、用途の明確化 活動の情報集約、コーディネータなどを行う機関設置	困み、解説 6.26検討課題 検討すべき課題	
議会	市議会議員の宣誓 開かれた議会運営の施策 請願者等が委員会等で述べることが出来る仕組み 請願・陳情の「市民提案」等への名称変更 地域で市民と議員が意見交換を行う場の設置	困み 解説 解説 解説 解説	
市長、行政	行政内部の違法行為の通報を受ける機関 市長などの宣誓 市民と協働して対応する自治体の実現 地域における総合行政に推進 総合計画策定への市民参加の機会の保証 予算編成内容、過程の市民との情報共有 市の財産の市民への分かりやすい公表 市民公共活動への予算1%割当制度 市債購入制度	解説 困み 解説 解説 困み 困み 困み 困み 検討すべき課題 検討すべき課題	
区役所	区民の声・要望の集約・共有する機関 区民提起の課題について対応状況を明示する仕組み 自治、まちづくりを支援する仕組み(条例) 区独自予算の確保 各種の計画を総合的に進捗管理する仕組み 区民会議、詳細は別に定めます	検討すべき課題 検討すべき課題 検討すべき課題 6.26検討課題 解説 困み	
市民自治拡充推進の制度	情報共有等 広報活動の充実 パブリックコメント制度 住民投票制度 苦情、不服、権利侵害への措置制度 施策、事業の評価制度	困み 検討すべき課題 困み 困み 困み 困み	
自治基本条例の実効性	(仮称)自治推進制度	困み	

「市民自治」というからには市民のアクションアイテムは？
行政だけでなく、市民も「行動計画」を持つ必要があるのでは。
・一人ボランティア活動
・市民の公共活動への寄付、そして、行政予算のマッチングギフト
・事業者の社会貢献推奨制度。ボランティア休暇制度など。
などなど